

2026 年度（令和 8 年度）

一橋大学大学院法学研究科（法学・国際関係専攻）・国立台湾大学法律学院 修士ダブルディグリー・プログラム募集要項

本プログラムは、一橋大学大学院法学研究科（法学・国際関係専攻）修士課程の学生に対して、最短で2年間の学修により、一橋大学の修士学位と国立台湾大学の修士学位を授与することを目的とするものです。

本プログラムへの参加を認められた学生は、一橋大学および国立台湾大学のそれぞれの修士課程修了要件単位を取得し、一橋大学および国立台湾大学の双方の大学に学位論文を提出し、それぞれの大学の論文審査を受けて合格する必要があります。ただし、規則の定める範囲内で、講義科目および演習科目について一橋大学で取得した単位は国立台湾大学の単位として認定され、国立台湾大学で取得した単位は一橋大学の単位として認定されます。これにより、実質的に一つの大学における在籍期間のみで、二つの大学の学位を取得することが可能になります。

本プログラムに参加することにより、比較的短期間で、日本の法制度に関する研究を遂行しつつ、東アジアにおいて成長の著しい台湾の法制度を現地の名門大学で詳しく学ぶことができます。そして、一橋大学および国立台湾大学から取得する二つの修士学位は、参加学生の豊富な知識と卓越した研究能力を証明するものとして、国際ビジネスおよび法務、学術研究その他の豊富な進路の選択に寄与するでしょう。

1. 募集対象・募集人員

5 名（第 1 回選考～第 2 回選考の合計）

2. 出願資格

次の各号の要件をすべて満たす者

- (1) 一橋大学大学院法学研究科（法学・国際関係専攻）修士課程に在籍する学生（休学者を除く）および 2026 年 4 月に入学する者。ただし、国際関係論、国際関係史、法言語論、またはグローバル・ネットワーク論を専攻する者を除く。
- (2) 本プログラムの期間中に行われる留学に必要な費用を確保することができること。
- (3) 中国語の会話および読み書きが堪能であること。

3. 出願書類

書 類 等	提出者	摘 要
志願票	全員	交付の用紙を用い、所要事項を記入し、写真を貼付してください。
成績証明書	全員	日本語のもの 1 通および中国語のもの 1 通。中国語の証明書を入手することができないときは、英語の証明書を提出してください。
履歴書	全員	(1) 日本語のもの 1 通および中国語のもの 1 通。 (2) 2025 年 4 月に入学する方は、同月の記事として、一橋大学大学院法学研究科修士課程に入学予定であることを記載してください。
自己推薦書	全員	(1) 日本語のもの 1 通。 (2) 書式は A4 縦型用紙に横書きで 1,000 字程度とします。
研究計画書	全員	(1) 一橋大学大学院法学研究科への出願時に提出した研究計画書とは別に、 ①一橋大学における研究計画、②国立台湾大学における研究計画を合計で A4 用紙 2～3 枚（3,000～4,000 字程度）にまとめてください。この研究計画書では、前記①および②についての具体的な進行内容も書いてください。 (2) 書式は A4 縦型用紙に横書きとし、冒頭に「ダブルディグリー・プログラム研究計画」の標題と氏名を記入してください。 (3) 研究計画書は、日本語のもの 1 通および中国語のもの 1 通を提出してください。

4. 出願方法

(1) 志願者は、上記の出願書類一式を①持参または②メール提出により法学研究科事務室に提出してください。

①持参する場合

出願期間内の法学研究科事務室開室時間（9:00～12:00、13:00～17:00）に直接持参してください。

②メール提出する場合

メール件名を「大学院修士ダブルディグリー・プログラム出願（学籍番号・氏名）」としたEメールにPDF形式の出願書類を添付し、出願期間内に送付してください。一橋大学生は学籍番号メールアドレスから送付すること。

送付先：〒law-km.g@ad.hit-u.ac.jp 一橋大学法学研究科事務室

(2) 出願期間

<2026年9月留学開始希望者>

第1回選考にかかる出願期間 2025年12月1日(月)～12月12日(金)

<2027年2月留学開始希望者>

第2回選考にかかる出願期間 2026年6月1日(月)～6月12日(金)

5. 選考方法

面接の結果と出願書類の内容を総合して採否を決定します。

6. 面接

別途指定する日に行います。面接は中国語能力の審査を含みます。

7. 参加者発表

参加者発表は、個別にメールにて通知します。

第1回選考にかかる参加者発表 2026年1月15日(木)

第3回選考にかかる参加者発表 2026年7月17日(金)

8. 注意事項

(1) 選考に関する事務は、すべて法学研究科事務室で行います。

(2) 出願書類は返却いたしません。また、各種証明書は必ず原本を提出してください。複写したものは受け付けません。

(3) 手書きの書類についてはすべて黒または青のペンまたはボールペンを使用してください。

(4) 出願手続に関する問い合わせ先

一橋大学法学研究科事務室 E-mail : law-km.g@ad.hit-u.ac.jp